第五十一号

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部を攻正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 꽳 ∰

## 徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳鳥県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第一条** 徳島県拠山放牧場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第五十号)の一部を次のように攻正する。

第五条第二項の表中「四六〇円」を「四七〇円」に改める。

(徳島県漁港管理条例の一部攻正)

**第二条** 徳島県漁港管理条例(昭和四十三年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

| 別表第一の一の2の表中「五二五一を「五四〇一に、「一〇五一を「一〇八一に改め、同表の二の表中「六二円一を「六三円」に、「二一〇円一を「二一大

別表第二の一の表中「七八円」を「八○円」に、「一二五円」を「一二八円」に改め、同表の二の表中「一二五円」を「一二八円」に、「三一五円」を「三

(徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第三条** 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「六百円」を「六百十円」に改める。

111' OOOF 11' 000E 別表第一中 1'000E 111' OKOE 11' OHOE 1 10110E

に致める。

を「四三〇円」に改める。 別表第二中「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七九〇円」に、「三四、五〇〇円」を「三五、四八〇円」に、「四一〇円」

(徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正)

**第四条** 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和五十八年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

四円」に、「三大円」を「三七円」に、「二三七円」を「二四三円」に改める。別表中「一二〇円」を「二二三円」に、「三七円」に、「三四五円」を「三五五円」を「二二〇円」を「二二三円」に、「八三円」を「八五円」を「三五

(徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条の表中「三四・六五円」を「三五・六四円」に、「三九・九〇円」を「四一・〇四円」に改める。第五条 徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

## 强 記

( 権行期日)

- (徳島県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)
  1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第五条及び附則第四項の規定は、同年五月一日から施行する。
- は占用に係る使用料、占用料又は土砂採取料については、当該届出又は許可に係る期間中に限り、なお従前の例による。2 この条例の施行の際現に届出をし、又は許可を受けている漁港施設の使用若しくは占用又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地に係る土砂の採取若しく

(徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

別による。 3 この条例の施行の際現に目的外使用の許可を受けている土地改良財産の使用に係る使用料については、当該目的外使用の許可の期間中に限り、なお従前の

(徳鳥県貯木場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第五条の規定の施行の際現に使用の許可を受けている貯木場の使用に係る使用料については、当該使用の許可の期間中に限り、なお従前の例による。

## 提案理由

出する理由である。 消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提